

議案第 76 号

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年川崎市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中第 25 号を第 26 号とし、第 16 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 15 号中「第 11 号」を「第 12 号」に、「第 12 号」を「第 13 号」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 81 号）第 25 条第 1 項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第16条に次の1号を加える。

- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第12号」を「第16条第13号」に改め、同項第2号エ中「第16条第13号」を「第16条第14号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に指定居宅サービス事業者等から訪問介護計画等の提出を求めること及び地域ケア会議から資料又は情報の提供等の求めがあった場合に協力するよう努めることを加えるため、この条例を制定するものである。